

河野防衛大臣等の言動への違和感（老生の呟き）

昭和時代の元自衛隊員

河野防衛大臣の「イージス・アショアの配備計画停止・撤回表明」には、少なくとも、次の三点において大きな違和感を覚えました。民主主義国家の国民を愚弄するものをも孕むものと考え、猛省を期待して投稿させていただきます。

第一は、手続きにおいて、戦後厳守されてきた実力部隊の民主的な管理統制原則（いわゆる文民統制）を踏みにじり、重大な規律違反等をしているでしょう。

即ち、国家安全保障会議（NSC）、閣議の決定を経て委任されているイージス・アショアの配備業務の停止等を、上級官庁の了解を得ることなく、その時間的余裕は十分あったにも関わらず、独断で、国民と武力集団と世界に公約して見せたことは、重大な越権行為、規律違反行為、主権者愚弄行為、等であると言えましょう。

自衛官の規律違反等の事例を見れば、昭和53年（1978年）の栗栖統合幕僚会議議長のいわゆる超法規発言、平成20年（2008年）の田母神航空幕僚長の懸賞論文発表等が容易に思い出されますが、いずれも免職等の処分がなされています。

河野大臣の上述の言動は、これらをはるかに越える規律違反行為等であると考えられます。国民にその言動の不適切さをお詫びするとともに、厳しく処分すべきであると考えられますが、何等の処分もなされていないようです。

第二は、イージス・アショアの残骸が発射場周辺の民有地に落下する可能性を防止するには、その為の改修等に多大な費用と年月がかかるので、この配備を停止するという趣旨の配備計画停止等の理由は、軍事常識に著しく反するものでしょう。

これは、世界の国々の指導者等は、同盟国を含む国民等の安全等を守るために、若い自国民に命を懸けさせる等、多大な犠牲を国民に強要している厳しい現実を、忘却したものでしょう。防衛大臣が、この非常識さを、世界に展示したことは、国辱的であり、同盟関係を傷つけるものでもあり、残念極まりないことと言えましょう。

第三に、防衛大臣等は、国防目的を達成するためには、平時における施設の提供、同盟国への協力、有事における様々な犠牲的な協力が必要不可欠であること等について国民に説明し、協力をお願いする職務に携わる国家公務員の現場監督・責任者でしょう。河野大臣は、その職務・義務を上級官庁の了解を得ずに、独断で放棄しているでしょう。これは、重大な職務怠慢・放棄、規律違反行為でしょう。

なお、これらの河野大臣などの言動を黙認し、後日追認したNSCも主権者に陳謝するとともに猛省すべきでしょう。

また、これを契機として、ミサイル防衛態勢等を再検討するとも報じられていますが、これらは常々検討されているべきことであり、前後関係が逆転しているでしょう。

（令和2年（2020年）7月13日記）

2020年7月16日 補足)

上述のような河野防衛大臣の言動は、戦闘装備の配備のための戦闘を命じられた現場指揮官が、この仕事難しいからやめた、と独断で宣言して、任務放棄、戦線離脱、敵前逃亡、利敵行動、重大な規律違反行動、を行ったのと同じではないでしょうか。旧軍などであれば極刑ものでしょう。

(仮に、反撃能力の保有などを含めてミサイル防衛態勢等を再構築する意図から出たものであれば、その旨をNSCに意見具申し、その決定を経て行動すべきであったものと考えます。)

また、同盟国の国民などは、日本国民はブースター落下に伴う犠牲も払わないで、他国民に多大の犠牲を伴う防衛支援行動を要請するのか、そんな国民を守ることに何故従事させられるのか、等の思いを募らせ、日本支援の意欲を削ぐのではないのでしょうか。

これらは、日本を直接・間接に侵略しよう、また、日米関係を弱体化させよう、等と企んでいる勢力、それらを工作している、あるいは、それらに加担している人々を、大喜びさせていることでしょう。

(2020年7月18日 補足) 「規律厳守」は自衛隊の生命 : 自衛隊は、高度な部隊行動能力を身につけて初めて任務を遂行できる組織体である。隊員は規律厳守の義務【法令(憲法、法律、政令、省令、各種規則、極秘のマニュアル等を含む)を順守し、命令に服従する。】を負わされている。旧日本陸海軍は、死刑、銃殺刑を含む重い刑罰を科すことができる軍事特別裁判所を運用し、厳しい教育訓練、厚い処遇などによって、高い規律を確保していた。

日本国憲法は、特別裁判所の設置を認めていないため、防衛省・自衛隊は、隊員(事務官等を含む)に任命するとき「宣誓書」(後記)に署名押印し契約を結ぶことによって、規律を保持することになっている。規律違反に対する刑罰は、他の公務員より重いものとなっているが、旧軍刑法や諸外国の例には及ばない。処遇は一般公務員に準じている。

緊急事態において、一致団結、規律を厳守し、任務を遂行できるように指揮・指導・訓練するのが、各段階における部隊の指揮官・部隊長、これを補佐する幕僚の責務である。

河野防衛大臣は、これを率先垂範すべき最高指導者群に列しながら、前述のような言動は、これに違う行動を許容すると解される可能性を否定できず、国益を著しく損なうものと考ええる。

(参考) 自衛隊員の宣誓「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操をを養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務

め、もって国民の負託にこたえることを誓います。」